

武雄市ふるさと納税プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務名

武雄市ふるさと納税プロモーション事業業務委託

2 業務目的

ふるさと納税制度の活用により、武雄市（以下「本市」という。）の取組を応援していただける寄附者を広く募るため、本市やその特産品等のPR、ふるさと納税等の分析・ふるさと納税募集サイトの効果的な構築による寄附促進を目指し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) コンサルティング業務に関する業務

- ①ふるさと納税の申込状況について、管理システム等を活用しながら調査分析を行う。
- ②調査分析に基づき、本市が取り扱う返礼品に対する助言や、寄附の促進に係る具体的な方策について、提案する。

(2) 広告等の作成及び掲載に関する業務

- ①ふるさと納税募集サイトへの訪問者に適切に情報が伝わり、寄附の申込みにつながるように、募集サイトに掲載しているコンテンツの最適化を図る。
- ②ふるさと納税募集サイト上に掲載される本市のPRにつながる特集や広告等を作成及び掲載する。
- ③バナー広告やリスティング広告等の各種媒体を活用したPRを実施する。

(3) 寄附者との継続的なつながりを持てる情報発信に関する業務

- ①ふるさと納税をきっかけとした寄附者との継続的なつながりを持てる情報発信や取り組みを定期的に行う。

5 報告及び検査

受託者は、毎月1回、本業務の成果に係る内容を報告する。また、定期的に担当者間で、ふるさと納税業務に関する対面での打合せを行うこと。

また、市は必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、都度報告を求め、検査することができる。

6 成果物

次のものを成果物として本市へ納品すること。

- ①業務終了後に年次業務報告書を1部提出すること。
- ②業務報告書には、上記4. 業務内容の実績及び調査分析結果、その他本市が定める項目について記載すること。
- ③業務の実施に重大な影響を与える事態が生じた場合には、ただちに業務報告書を作成し、提出すること。

7 個人情報等の保護

受託者は、武雄市個人情報保護条例（平成18年3月1日条例第12号）その他関係法令に基づき委託業務を履行するものとし、委託業務を通じて知り得た情報は、委託業務以外の目的には利用しないこと。また、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。また、委託業務完了後も同様とする。

8 本市との協議

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議すること。
- (2) 委託業務の履行において疑義が生じた事項については、本市と協議の上対応すること。